

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	司法過疎対策がもたらすもの
Author	阿部, 昌樹
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 54 卷 1 号, p.578-552.
Issue Date	2007-08
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	故和田卓朗教授追悼号
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

司法過疎対策がもたらすもの

阿 部 昌 樹

は じ め に

今次の司法制度改革の一環として総合法律支援法¹⁾に基づいて設立された日本司法支援センターが、昨年10月2日に、その業務を開始した。日本司法支援センターの業務は総合法律支援法第30条第1項に列挙されているが、その第4号には、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」と規定されている。いわゆる司法過疎対策が日本司法支援センターの業務であることが、ここに明記されているのである。この規定を受けて、日本司法支援センターは、業務開始当初から、新潟県佐渡市、長崎県壱岐市、鹿児島県鹿屋市、北海道檜山郡江差町、および高知県須崎市の4カ所に、スタッフ弁護士が常駐する司法過疎対応事務所を設け、翌11月にはさらに、鳥取県倉吉市にも同様の事務所を開設している。これまで、司法過疎対策をいずれかの組織もしくは団体等が責任を持って遂行すべき業務として規定する法律はまったく存在しなかったことに鑑みるならば、こうして司法過疎対策が法的に制度化されたことの意義は、けっして小さなものではないと言うべきであろう。

五
七
八

日本司法支援センターがその業務を開始する以前においては、司法過疎対策

1) 同法の立法経緯および内容については、古口章『司法制度改革概説5・総合法律支援法／法曹養成関連法』（商事法務・2005年）3-111頁を参照。

は、ボランティアな取り組みに全面的に委ねられていた。そうした取り組みは、古くは個々の弁護士や司法書士による、あるいは各地の弁護士会や司法書士会による、地域的に限定されたものであった。それが全国的に展開される契機となったのは、1996年の日本弁護士連合会第47回定期総会で採択された「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」である。この記念碑的文書において、「地方裁判所・家庭裁判所の支部管轄区域において法律事務所が全くないか、または1か所しかない、いわゆる0-1地域」が全国に多数存在していることが、憲法が保障する裁判を受ける権利や弁護人依頼権の実質化を阻害する深刻な問題として取り上げられ、日弁連として、こうした「弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0-1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす」ことが宣言された。そして、それを契機として、全国各地の司法過疎地域において、週1回程度地域外から弁護士が来訪し、地域の住民からの法律相談に応じる「法律相談センター」を開設する取り組みが始められたのである。日弁連はまた、1999年には、東京弁護士会からの1億円の寄付などを財源として「ひまわり基金」を創設し、そこに全国の弁護士から徴収する特別会費を積み立てたうえで、それを資金として、司法過疎地域に、弁護士が常駐する「ひまわり基金法律事務所」を開設する取り組みにも着手した。

現在では、全国各地に、司法過疎対策を主眼として、200を超える「法律相談センター」と、60を超える弁護士常駐型の「ひまわり基金法律事務所」が開設されている²⁾。こうした日弁連の取り組みが、そして実際に「法律相談センター」での法律相談実務を担い、あるいは「ひまわり基金法律事務所」に赴任

2) 日本弁護士連合会編『弁護士白書2006年版』（日本弁護士連合会・2006年）138-146、148-149頁。なお、「法律相談センター」には、弁護士会の所在地やその他の都心部に開設されている、司法過疎対策を目的としないものもあり、それらを合わせると、「法律相談センター」の総数は、300ほどになる。

した弁護士たちの精力的な活動が、それまでは司法過疎の問題に無関心であった人々に、司法過疎地域の存在と、そこに法専門職による対応を必要としている法的ニーズが存在していることについての認知を促し、そのことが、総合法律支援法による司法過疎対策の法的制度化への原動力となったことは、疑うべくもないであろう³⁾。

その司法過疎地域における法的ニーズに関してであるが、日弁連の取り組み、とりわけ「ひまわり基金法律事務所」の運営実績は、司法過疎地域にもかなりの量の法的ニーズが存在することを示してきている。「ひまわり基金法律事務所」に赴任した弁護士の多くが、赴任後間もない頃から、多重債務問題をはじめとする多様な法律問題に関する多数の相談が寄せられ、それらの相談への対応に多忙を極めていることを報告している⁴⁾。また、「ひまわり基金法律事務所」は、「ひまわり基金」から、500万円までの事務所開設費援助に加えて、原則として年間1,000万円を限度とする運営費援助が受けられることになっているが、これまでに開設された「ひまわり基金法律事務所」の多くは、開設初年度はともかく、2年目以降は、依頼者から支払われる弁護士報酬によって、運営費援助を受けることなしに事務所を維持していくことが可能になっているという⁵⁾。こうした事実に加えて、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士として司法過疎地域に赴き、赴任当初に定められた2年ないし3年の任期が経過した後、赴任前に弁護士業務を営んでいた地域に戻らず、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士として活動したその地に自らの事務所を開設して定着した弁護士もいることも、司法過疎地域にも相当量の法的ニーズが存在することを示し

3) 岡慎一「日本司法支援センター設立の意義と課題」日弁連司法改革実現本部編『司法改革』（日本評論社・2005年）184、185-186頁。

4) 松本三加「弁護士過疎地域におけるリーガルサービスの現状と課題」リーガル・エイド研究9号（2004年）17-35頁、亀井真紀「司法過疎解消の必要性と制度の課題」ジュリスト1262号（2004年）54-58頁等を参照。

5) 第1号の「ひまわり基金法律事務所」である「石見ひまわり基金法律事務所」の収支状況に関して、國弘正樹「過疎地での弁護士」自由と正義54巻8号（2003年）81、84頁、全般的状況に関しては、田岡直博「司法過疎対策業務の課題」ジュリスト1305号（2006年）58、62頁。

ていると言っているように思われる。

それでは、これらの諸事実を通してその存在が確認される「司法過疎地域における法的ニーズ」とは、どのような性質のものなのであろうか。この点については、大まかに言って2通りの解釈が可能である。

1つは、それは、「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前から存在しており、「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前においては充たされることなく放置されていたニーズであるという解釈である。すなわち、司法過疎地域には、自らが遭遇したトラブルを解決するために、法専門職による法的な助言もしくは助力を得たいという切実な欲求を持ちながら、その地域で開業している弁護士が存在しないために、その欲求を充たすことのできない人々が、かねてより多数存在しており、「ひまわり基金法律事務所」の開設が、そうした欲求の表出をもたらしたという捉え方である。「ひまわり基金法律事務所」の開設に先行して法的ニーズが存在していたと見なす考え方であり、「ニーズ先行仮説」と呼ぶことができよう。

もう1つは、「ひまわり基金法律事務所」が開設されることによって、新たな法的ニーズが産み出されたという解釈である。すなわち、「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前には、自らが遭遇したトラブルに、法専門職による法的な助言もしくは助力を得ることなしに対処しており、そうした対処の仕方にとりわけ不都合を感じていなかった人々が、「ひまわり基金法律事務所」が開設されたことによって、自らが遭遇したトラブルに対処するために弁護士を利用するという、それまでは考えもしなかった新たな可能性を考慮するようになり、そうした人々の認識の変化が、「ひまわり基金法律事務所」への大量の案件の持ち込みをもたらしているという捉え方である。「ひまわり基金法律事務所」の開設が法的ニーズを創出したと見なす考え方であり、「ニーズ創出仮説」と呼ぶことができよう。

「司法過疎地域には充たされない法的ニーズがある」と主張されるとき、しばしば、暗黙のうちに「ニーズ先行仮説」が前提とされているのではないかと思われる。しかしながら、「ひまわり基金法律事務所」の開設が、地域に暮ら

す人々のトラブル、法、そして弁護士に対する意識に変化をもたらし、そうした意識の変化が、それまでにはなかった新たな法的ニーズの創出につながっていくという、「ニーズ創出仮説」が想定するような変化は、まったく起こり得ないものなのであろうか。このことを、定量的なデータを手がかりとして検討していくことが、本稿の課題である。

1 データ

本稿で使用するデータは、その地域を管轄する地方裁判所支部の管内に弁護士がまったく存在しないか、存在しても1名から3名程度の、司法過疎地域と見なしうる地域6ヶ所において実施した、「暮らしと法律に関する意識調査」と題する郵送法による調査票調査によって得られたものである⁶⁾。調査対象地域として選定したのは、青森地方裁判所五所川原支部管内の青森県五所川原市、盛岡地方裁判所二戸支部管内の岩手県二戸市、京都地方裁判所園部支部管内の京都府京丹後市峰山地区、奈良地方裁判所五條支部管内の奈良県五條市、長崎地方裁判所壱岐支部管内の長崎県壱岐市、および那覇地方裁判所石垣支部管内の沖縄県石垣市の6ヶ所であり、それらの各地域の選挙人名簿から20歳以上の住民1,000名を無作為に抽出したうえで、そうして選ばれた調査対象者に調査票を郵送し、回答を記入した調査票を郵送により返却してもらうという方法で、調査を実施した⁷⁾。調査時期は2004年12月であり、合計6,000名の調査対象者

6) この調査は、科学研究費補助金基盤研究（B）「弁護士過疎地における法的サービス供給の構造」（研究年度＝2003—2005年度、研究代表者＝櫻村志郎、研究分担者＝菅原郁夫、阿部昌樹、大塚浩、課題番号＝1533004）の一環として実施されたものであり、それゆえ、本稿は、この科学研究費補助金による共同研究の研究成果の一部である。なお、本稿における分析の概要は、2006年5月13日と14日の両日に関西学院大学において開催された日本法社会学会学術大会において「法律相談センターや公設弁護士事務所の開設は地域の人々の法や弁護士についての意識に変化をもたらすか？」というタイトルで、口頭報告されている。また、本稿で使用しているデータに依拠して共同研究者によって執筆され、既に公表されている論考として、櫻村志郎『「司法過疎」とは何か』林信夫・佐藤若夫編『法の生成と民法の体系』（創文社・2007年）417-462頁がある。

7) 五所川原市、二戸市、五條市、壱岐市、石垣市においては、全市民を母集団とシ

のうち、1,783名から回答が得られた。回収率は29.7%であり、郵送法による調査票調査としては比較的高い回収率であった。

調査時点においては、二戸市を除く5ヶ所で「法律相談センター」が開設されており、五所川原市、京丹後市、石垣市では、弁護士常駐型の「ひまわり基金法律事務所」も開設されていた。また、「ひまわり基金」の援助を受けることなく独立して開業している弁護士が、壱岐市と京丹後市に各1名、石垣市に2名いた⁸⁾ (表1)。

常駐している弁護士が一人もいないのみならず、定期的に地域外から弁護士が来訪して法律相談に応じる「法律相談センター」も開設されていない二戸市から、「法律相談センター」と「ひまわり基金法律事務所」の双方が開設されており、それに加えて独立して開業している弁護士が2名いる石垣市まで、6ヶ所の地域には、司法過疎の程度にバリエーションが認められる。こうした司法過疎の程度の地域ごとのバリエーション、とりわけ「法律相談センター」や「ひまわり基金法律事務所」の有無と、それぞれの地域に暮らす人々の法や弁護士に対する意識との間に、有意な相関が観察されるとしたならば、そのこ

ゝしてサンプリングを行ったのに対して、京丹後市においては、峰山地区の住民のみを母集団として、そこからサンプリングを行った。これは、2004年4月に峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の6町が合併して京丹後市が誕生する以前に、櫻村志郎と菅原郁夫が、旧峰山町と石垣市とを調査対象地域として、1999年3月、2000年10月、2001年4月の3回にわたって実施した調査票調査によって得られた知見の、経時的な変化を調べるためである。櫻村と菅原による調査の概要について、菅原郁夫「弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査」名古屋大学法政論集207号(2005年)27-96頁を参照。

8) 調査時点での数値である。ちなみに、石垣市で独立して開業していた2名の弁護士は、いずれも、沖縄がアメリカ合衆国によって統治されていた時代に法曹資格を取得した者である。なお、その後、五所川原市では、「五所川原ひまわり基金法律事務所」の弁護士が、3年の任期を終えた2005年2月に、同市で独立して開業した。また、石垣市では、「石垣ひまわり基金法律事務所」の弁護士が3年の任期をさらに1年延長した後、2005年4月より、同市で独立して開業するとともに、2006年1月に、新たに「八重山ひまわり基金法律事務所」が開設され、弁護士数は、独立開業弁護士3名と「八重山ひまわり基金法律事務所」の弁護士1名の、計4名となっている。さらに、二戸市にも、2005年10月に「二戸ひまわり基金法律事務所」が開設されている。

表1 調査対象地域

地域	独立開業 弁護士	法律相談 センター	法律相談 センター 開設時期	ひまわり基金 法律事務所	ひまわり基金 法律事務所 開設時期	調査票 回収率
五所川原	×	○	1997年10月	○	2002年2月	25.60%
二戸	×	×		×		29.90%
京丹後	○	○	1999年4月	○	2002年10月	38.40%
五條	×	○	1996年10月	×		33.20%
壱岐	○	○	2001年11月	×		29.00%
石垣	○	○	1999年4月	○	2001年4月	22.20%

とは、「法律相談センター」や「ひまわり基金法律事務所」がある地域に開設されることが、その地域に暮らす人々の法や弁護士に対する意識に変化をもたらす可能性を示唆していると言っているように思われる。以下では、重回帰分析とパス解析を用いて、そうした相関が観察されることを明らかにしていくことにしたい。

2 重回帰分析

「暮らしと法律に関する意識調査」では、調査対象者に、「法律」と「弁護士」に対する印象を多面的に尋ねる、複数の問いを用意した。調査対象者は、例えば、「『法律』は、どの程度守られるべきだと思いますか」という設問に、「まったく守る必要はないと思う」から「必ず守る必要があると思う」までの5段階のスケールの、いずれかのポイントを選択することによって回答することを求められた。本稿における分析に際してはまず、これらの設問群のうち、法の遵守よりも法の動員ないしは援用に関連しており、それゆえに、調査対象者の法的ニーズに直接的ないしは間接的に関係している可能性の高い14の設問を選択した。そして、それらの設問を2つずつペアにし、それぞれのペアを構成する2つの設問において調査対象者が選択した選択肢の数値を合算することによって、弁護士を利用するか否かを左右すると考えられる意識の諸側面を表

象していると想定される7つの新たな合成変数を作成した。

その第1は、「日頃よくあるようなめ事が起きたとき、それを『法律』に基づいて解決しますか」という設問への回答と、「日頃予想もしないような問題（交通事故、災害など）が生じたとき、それを『法律』に基づいて解決しますか」という設問への回答を合算することによって作成された、「法的紛争解決意欲」の度をあらわす合成変数である（legal 1）。

第2は、「『法律』は、どの程度、正しいと思いますか」という設問への回答と、「『法律』は、どの程度、公平・公正だと思いますか」という設問への回答を合算することによって作成された「法の正しさの感覚」をあらわす合成変数である（legal 2）。

第3は、「日常生活において、どの程度、『法律』について考えたり、意識したりすることがありますか」という設問への回答と、「日常生活は、どの程度、『法律』によって影響を受けていると思いますか」という設問への回答を合算することによって作成された、「法の身近さの感覚」をあらわす合成変数である（legal 3）。

第4は、「日常生活で法律について知りたくなったら、『弁護士』に相談にいきますか」という設問への回答と、「むずかしい法律問題を抱えることになったとしたら、『弁護士』に相談にいきますか」という設問への回答を合算することによって作成された、「弁護士利用意欲」をあらわす合成変数である（lawyer 1）。

第5は、「『弁護士』は、どの程度信頼できますか」という設問への回答と、「『弁護士』に頼むと、争いごとがうまく解決すると思いますか」という設問への回答を合算することによって作成された、「弁護士への信頼感」をあらわす合成変数である（lawyer 2）。

第6は、「日頃、『弁護士』に関する話を聞いたり、その活動について人と話し合ったりすることはありますか」という設問への回答と、「『弁護士』は、あなたにとって親しみやすい存在ですか」という設問への回答を合算することによって作成された、「弁護士への親近感」をあらわす合成変数である（lawyer 3）。

そして、第7は、「『弁護士』に争いごとの解決を頼むと、決着がつくまでにどの程度、お金がかかると思えますか」という設問への回答と、「『弁護士』に争いごとの解決を頼むと、決着がつくまでにどの程度、時間がかかると思えますか」という設問への回答を合算したうえで、他の合成変数と同様に、大きい値がポジティブな感覚をあらわすように値を反転することによって作成された、「弁護士利用の負担感」をあらわす合成変数である（lawyer 4）。

元になっている設問への回答の分布は表2-1から2-14に、それらに基づいて作成された7つの合成変数の全サンプルおよび地域ごとの平均値は表3に示す通りである⁹⁾。

こうして作成した合成変数の値の調査対象者ごとの差違が、調査対象者が居住する地域の司法過疎地域としての特性によってどの程度説明可能であるかを調べるのがここでの課題であるが、そのために、3つの変数を作成した。第1の law_office は、独立して開業している弁護士がいるか否かを示す変数であり、独立して開業している弁護士がない五所川原市、二戸市、五條市に居住する調査対象者には0を、独立して開業している弁護士がいる京丹後市、壱岐市、石垣市に居住する調査対象者には1を割り当てた。第2の center は、「法律相談センター」が開設されているか否かを示す変数であり、「法律相談センター」が開設されていない二戸市に居住する調査対象者には0、「法律相談センター」が開設されている五所川原市、五條市、京丹後市、壱岐市、石垣市に居住する調査対象者には1を割り当てた。第3の himawari は、「ひまわり基金法律事務所」が開設されているか否かを示す変数であり、「ひまわり基金法

9) 7つの合成変数のうち、「法の正しさの感覚」をあらわす legal 2、「法の身近さの感覚」をあらわす legal 3、「弁護士利用意欲」をあらわす lawyer 1、「弁護士への信頼感」をあらわす lawyer 2、および「弁護士利用の負担感」をあらわす lawyer 4 は、「法律」と「弁護士」に対する印象を多面的に尋ねたすべての設問への回答を投入して因子分析を行った結果、固有値が1以上の値を示した5つの因子に対応している。これに対して、「法的紛争解決意欲」の程度をあらわす legal 1と、「弁護士への親近感」をあらわす lawyer 3とは、因子分析によって因子として析出されはしなかったが、理論的には、上記の5つの因子とは独立に、法的ニーズの程度に影響を及ぼしていることが予想されることから、分析の対象としたものである。

表2 法および弁護士に対する意識

2-1. 日頃よくあるようなめ事が起きたとき、それを「法律」に基づいて解決しますか

	度 数	パーセント
1. まったく法律に基づかずに解決する	82	4.66
2	139	7.90
3. どちらとも言えない	794	45.11
4	520	29.55
5. 必ず法律に基づいて解決する	225	12.78
合 計	1,760	100.00

2-2. 日頃予想もしないような問題（交通事故、災害など）が生じたとき、それを「法律」に基づいて解決しますか

	度 数	パーセント
1. まったく法律に基づかずに解決する	19	1.08
2	32	1.82
3. どちらとも言えない	352	19.99
4	654	37.14
5. 必ず法律に基づいて解決する	704	39.98
合 計	1,761	100.00

2-3. 「法律」は、どの程度、正しいと思いますか

	度 数	パーセント
1. まったく正しくないと思う	25	1.42
2	85	4.82
3. どちらとも言えない	665	37.74
4	726	41.20
5. おおいに正しいと思う	261	14.81
合 計	1,762	100.00

2-4. 「法律」は、どの程度、公平・公正だと思いますか

	度 数	パーセント
1. まったく公平・公正でないと思う	66	3.76
2	145	8.27
3. どちらとも言えない	722	41.16
4	635	36.20
5. おおいに公平・公正だと思う	186	10.60
合 計	1,754	100.00

司法過疎対策がもたらすもの（阿部）

2-5. 日常生活において、どの程度、「法律」について考えたり、意識したりすることがありますか

	度 数	パーセント
1. まったく考えない	111	6.30
2	233	13.22
3. どちらとも言えない	510	28.94
4	626	35.53
5. いつも考えている	282	16.00
合 計	1,762	100.00

2-6. 日常生活は、どの程度、「法律」によって影響を受けていると思いますか

	度 数	パーセント
1. まったく影響を受けていないと思う	62	3.53
2	121	6.88
3. どちらとも言えない	533	30.32
4	586	33.33
5. 非常に影響を受けていると思う	456	25.94
合 計	1,758	100.00

2-7. 日常生活で法律について知りたくなったら、「弁護士」に相談に行きますか

	度 数	パーセント
1. 絶対に行かない	107	6.12
2	411	23.51
3. どちらとも言えない	814	46.57
4	278	15.90
5. 必ず行く	138	7.89
合 計	1,748	100.00

2-8. むずかしい法律問題を抱えることになったとしたら、「弁護士」に相談に行きますか

	度 数	パーセント
1. 絶対に行かない	19	1.09
2	61	3.49
3. どちらとも言えない	398	22.74
4	643	36.74
5. 必ず行く	629	35.94
合 計	1,750	100.00

2-9. 「弁護士」は、どの程度信頼できますか

	度 数	パーセント
1. まったく信頼できない	34	1.93
2	129	7.34
3. どちらとも言えない	917	52.16
4	511	29.07
5. おおいに信頼できる	167	9.50
合 計	1,758	100.00

2-10. 「弁護士」に頼むと、争いごとがうまく解決すると思いますか

	度 数	パーセント
1. まったくうまく解決しないと思う	25	1.43
2	62	3.55
3. どちらとも言えない	887	50.83
4	601	34.44
5. 必ずうまく解決すると思う	170	9.74
合 計	1,745	100.00

2-11. 日頃、「弁護士」に関する話を聞いたり、その活動について人と話し合ったりすることはありますか

	度 数	パーセント
1. まったく聞いたり話したりしない	740	41.95
2	459	26.02
3. どちらとも言えない	302	17.12
4	194	11.00
5. おおいに聞いたり話したりする	69	3.91
合 計	1,764	100.00

2-12. 「弁護士」は、あなたにとって親しみやすい存在ですか

	度 数	パーセント
1. まったく親しみやすくない	381	21.66
2	398	22.63
3. どちらとも言えない	812	46.16
4	121	6.88
5. たいへん親しみやすい	47	2.67
合 計	1,759	100.00

司法過疎対策がもたらすもの（阿部）

2-13. 「弁護士」に争いごとの解決を頼むと、決着がつくまでにどの程度、お金がかかると思いますか

	度 数	パーセント
1. ほとんどお金はかからない	18	1.02
2	7	0.40
3. どちらとも言えない	139	7.91
4	365	20.76
5. 非常にお金がかかる	1,229	69.91
合 計	1,758	100.00

2-14. 「弁護士」に争いごとの解決を頼むと、決着がつくまでにどの程度、時間がかかると思いますか

	度 数	パーセント
1. ほとんど時間はかからない	17	0.97
2	16	0.91
3. どちらとも言えない	287	16.33
4	422	24.00
5. 非常に時間がかかる	1,016	57.79
合 計	1,758	100.00

表 3 合成変数の平均値

	legal 1	legal 2	legal 3	lawyer 1	lawyer 2	lawyer 3	lawyer 4
全サンプル	7.510 (1.545)	7.047 (1.586)	7.128 (1.834)	6.990 (1.596)	6.845 (1.362)	4.555 (1.781)	3.048 (1.397)
五所川原市	7.831 (1.536)	7.201 (1.568)	7.232 (1.743)	7.123 (1.516)	7.072 (1.194)	4.644 (1.834)	2.893 (1.231)
二 戸 市	7.693 (1.463)	7.144 (1.587)	7.427 (1.843)	6.922 (1.543)	6.893 (1.483)	4.308 (1.675)	2.997 (1.413)
京丹後市	7.323 (1.491)	6.939 (1.548)	7.058 (1.725)	6.960 (1.632)	6.734 (1.321)	4.537 (1.748)	3.141 (1.385)
五 條 市	7.294 (1.667)	6.805 (1.589)	6.926 (1.832)	6.914 (1.592)	6.805 (1.331)	4.601 (1.763)	2.938 (1.294)
巻 岐 市	7.460 (1.539)	7.157 (1.600)	6.774 (1.898)	7.078 (1.645)	6.825 (1.445)	4.589 (1.771)	3.202 (1.580)
石 垣 市	7.615 (1.490)	7.151 (1.614)	7.500 (1.906)	6.982 (1.636)	6.792 (1.358)	4.699 (1.932)	3.102 (1.446)

* 下段の括弧内の数値は標準偏差

いずれの重回帰式においても、決定係数（ R^2 ）の値やそれぞれの独立変数に付された偏回帰係数の値はきわめて小さく、ある地域の司法過疎地域としての地域特性の、そこに暮らす人々の法や弁護士に対する意識と、地域特性を異にする他の地域に暮らす人々の法や弁護士に対する意識との相違を説明する変数としての説明力は、ごく微弱なものであると言わざるを得ない。しかしながら、いくつかの統計的に有意な結果があらわれていることも、また確かである。すなわち、第1に、地域で独立して開業している弁護士がいると、弁護士への信頼感は低くなるが（⑤）、弁護士利用の負担感は緩和される（⑦）。第2に、地域に「法律相談センター」が開設されていると、弁護士への親近感が高まるが（⑥）、法の身近さの感覚は低くなり（③）、法的紛争解決意欲も低くなる（①）。第3に、地域に「ひまわり基金法律事務所」が開設されていると、法の身近さの感覚が高まるとともに（③）、法的紛争解決意欲も高まる（①）。第5に、「法の正しさの感覚」と「弁護士利用意欲」には、地域で独立して開業している弁護士の有無も、「法律相談センター」の有無も、「ひまわり基金法律事務所」の有無も、有意な影響を及ぼしてはいない（②、④）

3 重回帰分析の結果の解釈

重回帰分析の結果は、「ひまわり基金法律事務所」の開設は、地域の人々の法の身近さの感覚を高めるとともに、法的紛争解決意欲も高めるが、弁護士利用意欲には影響を及ぼさないことを示している。こうした分析結果は、「ひまわり基金法律事務所」の開設が、地域に暮らす人々のトラブル、法、司法制度等に関する意識に変化をもたらし、そうした意識の変化が、それまではなかった新たなニーズの創出につながっていくという、「ニーズ創出仮説」を支持するものなのであろうか、それとも反証するものなのであろうか。また、そもそも、法の身近さの感覚や法的紛争解決意欲を高めるにもかかわらず、弁護士利用意欲には影響を及ぼさないということが、どうして生じるのであろうか。

このパズルを解くには、まったく地縁のない司法過疎地域に赴任した「ひまわり基金法律事務所」の弁護士が、いかなるプロセスを経て、その地域に受け

容れられ、根付いていくのかを検討することが有益である¹⁰⁾。

司法過疎地域においては、「ひまわり基金法律事務所」の開設は、それ自体として大きな事件であり、地域のメディアに大きく取り上げられるのが通例である。また、日弁連や「ひまわり基金法律事務所」が開設される地元の単位弁護士会も、「ひまわり基金法律事務所」の地域における認知度を高め、地域住民によるその受容を促進するために、開設記念のセレモニーや様々な広報活動を展開するし、通常は、地元の自治体もそれをサポートする¹¹⁾。そうした地域住民をターゲットとした広報活動に加えて、「ひまわり基金法律事務所」に赴任する弁護士は、対処すべき案件の受任ルートを確保すべく、「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前からその地域においてトラブルを抱えた地域住民の相談に対処し、助言を提供してきた諸機関、例えば、市役所、警察署、消費生活センター、社会福祉協議会等と、連携関係を構築することに努めるのが一般的である¹²⁾。

これらの取り組みには、地域における「法についての語り」が豊富化し、活性化するという効果が伴うと考えられる。ここでいう「法についての語り」と

- 10) 以下で示す重回帰分析の結果の解釈は、注6に掲げた科学研究費補助金による共同研究の一環として実施した、司法過疎地域における、自治体、社会福祉協議会、警察署、司法書士、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士等を対象とした聞き取り調査の結果を踏まえたものである。なお、この聞き取り調査の調査結果の一部は、檜村・前掲注6、445-451頁において紹介されている。
- 11) 2001年に「紋別ひまわり基金法律事務所」が開設された際の、そうした顛末に関して、中村元弥「オホーツクに陽が昇るとき——紋別ひまわり基金法律事務所開設騒動記」月刊司法改革21号（2001年）10-16頁。
- 12) 「紋別ひまわり基金法律事務所」の初代所長を務めた松本三加は、消費者センターの相談員と連携を図り、消費者センターでは解決できない案件については、すぐに「紋別ひまわり基金法律事務所」を紹介してもらい協力体制を整える等、地域の既存の相談機関との連携を重視したという。松本三加・前掲注4。なお、司法過疎地域において、トラブルに遭遇した住民の相談に応じ、助言を提供してきた地域の諸機関の間には、「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前から、相互連携のネットワークが形成されているのが通常であり、「ひまわり基金法律事務所」は概して、そうした相互連携のネットワークと結びつくかたちで、地域に定着していくようである。司法過疎地域における相談機関相互間のネットワークについては、檜村志郎「司法過疎とその対策」法社会学63号（2005年）161、179-181頁を参照。

は、法律や判例等の「法」に依拠するならば、地域住民が日常的に遭遇するトラブルに、いかなる対応が可能であるかについての語りである。

司法過疎地域においても、そうした「法についての語り」は、例えば、自治体の広報誌に掲載される、架空請求への対応方法についての解説、新聞の「暮らし」面に掲載される、読者から寄せられた疑問に弁護士が答えるという形式の「誌上法律相談」、地域において相談業務を担っている諸機関の窓口配置されているクーリングオフ制度について解説のパンフレット、それらの諸機関において、来訪者から自らが抱えるトラブルにいかに対処すべきかに関して相談を受けた相談担当者が、「法的には……」、「法律によれば……」といった枕詞を付して語る、その語りなど、様々な形式をとって存在している。

しかしながら、いざというときに頼ることのできる弁護士が地域に常駐していない場合には、そうした「法についての語り」は、地域に暮らす人々には、疎遠なものとして受け取られ、そもそもそうした語りに接しようとしないうち、あるいは、たとえ接したとしても、今ここで自分が遭遇しているトラブルには関係ないものとして、受け流されてしまうことが多いのではないかと推測される。それは、遠く離れた都市部で流行しているが、自らの暮らす地域では入手する方法がない商品についての情報に似ている。

そうした「法についての語り」に接する側の態度とともに重要なのが、「法についての語り」を語る、語り手側の態度である。地域において相談業務を担っている諸機関の相談担当者は、たとえ近隣に弁護士がいなくとも、法について語ることはできる。しかしながら、自らの眼前にいる来訪者にとっては、トラブルがこじれた場合に、弁護士に依頼して訴訟を提起するという選択肢は、近隣に常駐している弁護士が存在しないがゆえに、現実的には採り得ない選択肢であるということ認識している相談担当者は、その来訪者に、法によって保障された権利の徹底した主張をアドバイスすることには、ためらいを感じざるを得ないであろう。弁護士に頼ることなく、独力で法的権利を徹底的に主張するという選択は、トラブルの相手方の出方次第では、手痛い損失を被る結果に終わりがねないからである。また、自らは法の専門家ではない相談担当者は、

典型事例から外れた新奇なトラブルや複雑なトラブルについての相談が持ち込まれた際には、そのトラブルへの法的な対応方法を確認を持って語ることができず、それゆえに、そこで語られる「法についての語り」は、来訪者が自らの遭遇しているトラブルに対処していくうえでは、それほど参考にならないような一般論や抽象論に終始してしまう可能性が高いのではないかと推測される。いずれにせよ、「法についての語り」は、個々の具体的なトラブルにしっかりと接合することなく、宙に浮いてしまうのである。

こうした状況が、「ひまわり基金法律事務所」が開設され、弁護士が常駐するようになることによって一変する。「ひまわり基金法律事務所」に赴任した弁護士自らが、事務所への来訪者への個別的な対応として、あるいは自治体等が主催する地元住民向けの講演会の講師として、資格を有する法の専門家としての立場から法を語りはじめことはもちろんであるが、変化はそれだけにとどまらない。「ひまわり基金法律事務所」が開設される以前から地域において相談業務を担ってきた諸機関の相談担当者が、「ひまわり基金法律事務所」の開設後は、来訪者には「ひまわり基金法律事務所」の弁護士に頼って訴訟を提起するという選択肢も開かれていることを前提とすることができるがゆえに、かつてよりも法的権利の徹底した主張を勧めることに躊躇を感じなくなるし、また、新奇なトラブルや複雑なトラブルについての相談が持ち込まれた際には、一般論や抽象論に逃避するのではなく、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士に相談するよう勧めるようになる。そして、地域に暮らす人々は、こうして豊富化し、活性化した「法についての語り」を、いまや、いざというときには頼りになる弁護士がいるがゆえに、自らの生活に関係のあるものとして受け止めるようになる。

「法についての語り」がかつてほどには疎遠なものではなくなるということは、法そのものが身近になるということに他ならない。法律や判例等の権威ある法のテキストに直接にアクセスすることはほとんどない法の素人にとって、「法についての語り」は、まさに法そのものであるからである。そして、こうして法を身近なものと感じるようになった人々は、紛争に遭遇した際には、そ

の紛争を法に基づいて解決しようとするようになる。法の身近さの感覚の程度をあらわす変数 legal 3 と、法的紛争解決意欲の程度をあらわす変数 legal 1 との間には、相関係数 0.343 の有意な正の相関が認められる。この相関は、けっして強いものではないが、豊富化し、活性化した「法についての語り」によって高められた地域の人々の法の身近さの感覚が、法的紛争解決意欲の高まりへと結びついていることを示しているものと解釈してよいように思われる。そして、そうした変化が、地域に「ひまわり基金法律事務所」が開設されると、法の身近さの感覚が高まるとともに、法的紛争解決意欲も高まるという重回帰分析の結果が意味していることであると考えられる。

しかしながら、法の身近さの感覚の高まりは、弁護士利用意欲を飛躍的に高めるようなものではない。法の身近さの感覚の程度をあらわす変数 legal 3 と、弁護士利用意欲の程度をあらわす変数 lawyer 1 との間には、有意な正の相関が認められるものの、相関係数は 0.146 であり、先に見た、法の身近さの感覚の程度をあらわす変数 legal 3 と、法的紛争解決意欲の程度をあらわす変数 legal 1 との間の相関よりも、はるかに弱い相関にとどまっている。すなわち、法の身近さの感覚の高まりは、法的紛争解決意欲を高めるのと同程度には、弁護士利用意欲を高めはしないのである。

こうした事態が生じる背後には、法的紛争解決意欲と弁護士利用意欲との結びつきは、それほど強いものではないという事実がある。すなわち、法的紛争解決意欲の程度をあらわす変数 legal 1 と、弁護士利用意欲の程度をあらわす変数 lawyer 1 との間には、有意な正の相関が認められるものの、相関係数は 0.270 にすぎないのである。

このように、法的紛争解決意欲と弁護士利用意欲との結びつきが強固なものではないのは、司法過疎地域において、そこに暮らす人々の多くがイメージする「法的紛争解決」とは、裁判による解決でも弁護士を利用した解決でもなく、法という規範に従った解決ではあるが、裁判外において、しかも弁護士に事案の処理を委ねることなしにもたらされるような解決であるためであると考えられる。そうした解決を地域の人々に提供することを期待されているのは、「ひ

まわり基金法律事務所」が開設される以前から地域に存在している既存の相談機関である。それらの機関が「ひまわり基金法律事務所」の弁護士と連携関係を形成し、従来よりも積極的かつ具体的に法を語るようになるにつれて、地域の人々の多くが、それらの機関に、「法的紛争解決」を提供する機関としての期待を抱くようになり、そうした期待を抱いた人々は、トラブルに巻き込まれた際には、「法的紛争解決」が提供されることを期待して、それらの機関を来訪するようになるのである。

このことは、「ひまわり基金法律事務所」の開設には、地域住民の意識の変化というレベルに考察を限定する限りは、「弁護士が提供する法的サービスへのニーズ」という意味での法的ニーズを新たに作り出す効果はほとんどないと考えざるを得ないということを意味している。しかしながら、「法的紛争解決」が提供されることを期待して、既存の相談機関を来訪した人々に、その相談機関が提供するであろうアドバイスの内容をも考慮に入れるならば、地域住民の意識が変化する可能性についての考察のみに依拠して「ニーズ創出仮説」を否定することは、短絡的にすぎるように思われる。

既述の通り、「ひまわり基金法律事務所」に赴任した弁護士は、赴任後間もない頃から、地域の既存の相談機関の相談担当者との間に連携関係を形成するよう努めるのが一般的であり、そうして形成された連携関係は、既存の相談機関の相談担当者に、相談のために来訪した者に対して、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士に相談するよう勧めることを可能ならしめる。これは、「ひまわり基金法律事務所」が地域に存在しなければ、提供し得ないタイプのアドバイスである。そして、かつては既存の相談機関を訪れ、常識に従った妥協的解決を勧められ、それに従っていた人々が、「ひまわり基金法律事務所」の開設後は、同じように既存の相談機関を訪れても、そこで、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士に相談するよう勧められ、それに従って「ひまわり基金法律事務所」を訪れるようになるとしたならば、それは、既存の相談機関が提供するアドバイスの内容の変化を媒介として、弁護士が提供する法的サービスへの新たなニーズが創出されるということに他ならない。

また、「ひまわり基金法律事務所」の開設を契機として、法の身近さの感覚や法的紛争解決意欲を高め、既存の相談機関に、「法的紛争解決」が提供されることを期待して訪れるようになった人々の、その期待は、弁護士に比肩し得るほどの十分な法的知識や能力を有しているわけではないそれらの機関の相談担当者には、重荷と感じられることが多いのではないかと推測される。それらの人々は、常識に従った妥協的解決を勧めても、そう易々とそれに応じようとはしないであろうからである。そして、あくまでも法的紛争解決を期待する紛争当事者に対しては、「ひまわり基金法律事務所」の弁護士に相談するようアドバイスすることが多くなるのではないかと考えられる。

「ひまわり基金法律事務所」の開設によって、それ以前には自らが遭遇したトラブルを弁護士に頼って解決することなど考えもしなかった人々が、誰の紹介もなしに直接に「ひまわり基金法律事務所」を訪れるようになることは、それほど期待できないという意味では、「ニーズ創出仮説」は否定せざるを得ないが、そうした人々が、既存の相談機関を経由して「ひまわり基金法律事務所」を訪れることは相当の頻度で生じると考えられ、そうした行動の変化もまた、新たなニーズの創出であると見なしようとすれば、「ニーズ創出仮説」は必ずしも否定できないということになるのである。

なお、「ひまわり基金法律事務所」が開設されることに伴うこうした効果は、「法律相談センター」の開設によっては生じ得ないものである。既に見たように、重回帰分析の結果によれば、地域に「法律相談センター」が開設されると、弁護士への親近感が高まるが、法の身近さの感覚は低くなり、法的紛争解決意欲も低くなる。これは、「ひまわり基金法律事務所」が地域に存在することに随伴する効果とは、まったく異なったものである。

こうした相違が生じるのは、「法律相談センター」の開設は、「法についての語り」の豊富化、活性化につながらないためであると考えられる。すなわち、「法律相談センター」が開設されても、そこに弁護士が常駐するわけではないため、弁護士による「法についての語り」は、週1回程度開催される法律相談における、来訪した者への個別の法的アドバイスに限定されざるを得ないし、

また、週1回程度来訪するにすぎない弁護士は、地域の既存の相談機関にとって「いざという時に頼れる存在」とはなり得ず、それゆえ、それらの機関による「法についての語り」を豊富化し、活性化させることもあり得ない。すなわち、「時折都会から弁護士がやって来て、相談に乗ってくれる」という事実は、弁護士への親近感を高めはするものの、時折都会からやって来る弁護士は、地域における「法についての語り」を豊富化し、活性化させはしないのである。むしろ、30分程度の限られた時間の範囲内で、来訪者の話を聞き、手短に法的アドバイスを与え、そして都会に帰っていく弁護士は、裁判利用をも含めて法を徹底的に利用することが、司法過疎地域においてはいかに困難であるかを、そうした地域に暮らす人々に再認識させる役割を果たすことが多いのではないかと推測される。そして、そのことが、「法律相談センター」が開設されると法の身近さの感覚が低くなり、法的紛争解決意欲も低くなるという分析結果となってあらわれているのではないかと考えられるのである。

4 パス解析

これまで述べてきたことの妥当性を、パス解析によって再確認しておくことにしよう。

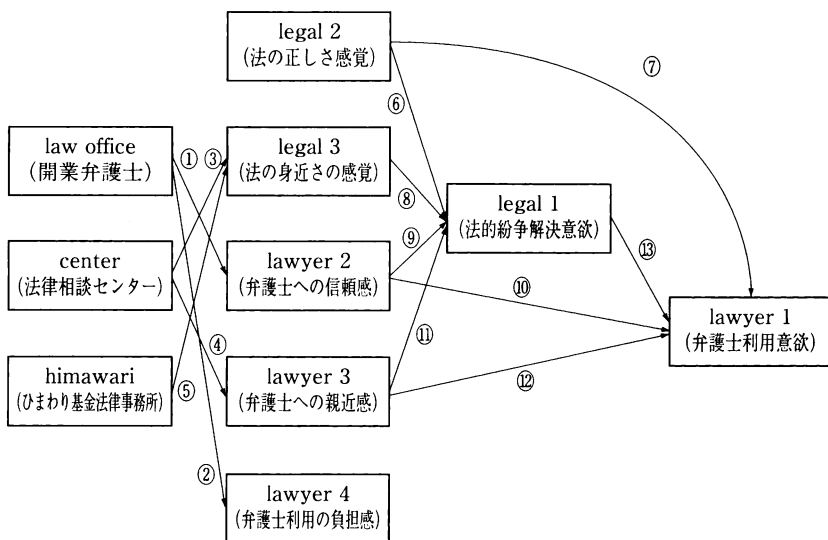
行動によってあらわされる法的ニーズすなわち弁護士利用行動を最も直接的に規定するのは弁護士利用意欲であり、意識にかかわるその他の変数の弁護士利用行動への影響は、弁護士利用意欲を媒介とした間接的なものであると考えられる。また、法的紛争解決意欲は、法の正しさの感覚や法の身近さの感覚の程度によって異なってくると考えるならば、例えば、法の正しさの感覚の高まりが法的紛争解決意欲を高め、そうして高められた法的紛争解決意欲が弁護士利用意欲を高めるという、意識相互間における2段階の影響関係を想定する必要がある。それに加えて、先に行った重回帰分析において、地域特性すなわち開業弁護士の有無等は、意識にかかわる変数のいくつかには有意な影響を及ぼしていたものの、弁護士利用意欲の程度には有意な影響を及ぼしていなかったことを踏まえるならば、それらの地域特性が弁護士利用意欲に及ぼす影響は、

たとえそうした影響があるとしても、他の意識変数を媒介とした間接的なものであると考えねばならない。そうした前提に基づいて、先の重回帰分析において独立変数として用いた地域特性をあらわす3つの変数、すなわち、独立して開業している弁護士の有無（law_office）、「法律相談センター」の有無（center）、「ひまわり基金法律事務所」の有無（himawari）を独立変数とし、法の正しさの感覚（legal 2）、法の身近さの感覚（legal 3）、弁護士への信頼感（lawyer 2）、弁護士への親近感（lawyer 3）、弁護士利用の負担感（lawyer 4）を第1段階の媒介変数とし、法的紛争解決意欲（legal 1）を第2段階の媒介変数とし、弁護士利用意欲（lawyer 1）を従属変数とする因果連鎖を想定し、パス解析を行った。その結果、偏相関係数が有意であったパスのみを図示したものが、図1である。

パス解析の結果は、独立して開業している弁護士の有無、「法律相談センター」の有無、および「ひまわり基金法律事務所」の有無は、いずれも、弁護士利用意欲のみならず、法的紛争解決意欲にも、直接的な影響を及ぼしてはいないことを示している。すなわち、先に行った重回帰分析では、法的紛争解決意欲に対して、「法律相談センター」の存在がマイナスの影響を、「ひまわり基金法律事務所」の存在がプラスの影響を与えていることが示されたが、パス解析においては、法の身近さの感覚等の意識にかかわる他の変数が法的紛争解決意欲に及ぼす影響がコントロールされる結果、地域特性の法的紛争解決意欲への直接的な影響は消滅してしまう。地域特性の法的紛争解決意欲への影響は、法の身近さの感覚等の意識にかかわる他の変数への影響を媒介とした間接的なものに限られることを、パス解析の結果は示しているのである。

しかしながら、パス解析の結果は、間接的な影響をも考慮に入れるならば、「法律相談センター」の有無や「ひまわり基金法律事務所」の有無は、法的紛争解決意欲のみならず弁護士利用意欲にも影響を及ぼしていることを示している。すなわち、「法律相談センター」の存在は、「法の身近さの感覚の低下→法的紛争解決意欲の低下→弁護士利用意欲の低下」、「弁護士への親近感の高まり→法的紛争解決意欲の高まり→弁護士利用意欲の高まり」、および「弁

図1 パス解析の結果



標準化係数 (β)					
① = -0.059*	② = 0.089**	③ = -0.109**	④ = 0.063*	⑤ = 0.105**	⑥ = 0.189**
⑦ = 0.053*	⑧ = 0.257**	⑨ = 0.132**	⑩ = 0.271**	⑪ = 0.073**	⑫ = 0.219**
⑬ = 0.137**	** = 0.01水準で有意, * = 0.05水準で有意				

「ひまわり基金法律事務所」の存在は、「法の身近さの感覚の高まり → 法的紛争解決意欲の高まり → 弁護士利用意欲の高まり」という経路を辿って、プラスの影響を弁護士利用意欲に及ぼしている。しかしながら、これらの間接的な影響は、いずれも、ごく微弱なものにすぎない。すなわち、「ひまわり基金法律事務所」にしろ、「法律相談センター」にしろ、それが地域に開設されることが、それ自体として、その地域に暮らす人々の意識に変化をもたらし、弁護士利用意欲を高め、法的ニーズの創出につながっていくという因果の連鎖は、

まったくないわけではないが、きわめて弱いものにとどまっているのである。

既に述べたように、こうした司法過疎対策のための措置それ自体が司法過疎地域に暮らす人々の意識にもたらす変化の小ささを補っていると考えられるのが、司法過疎対策がなされる以前から、司法過疎地域において、トラブルに遭遇した人々の相談に応じてきた諸機関の、司法過疎対策への反応である。すなわち、「ひまわり基金法律事務所」が開設され、地域に弁護士が常駐するようになると、早晩、既存の相談機関と「ひまわり基金法律事務所」の弁護士との間に連携関係が形成され、既存の相談機関の相談担当者は、かつてよりも積極的に法を語り、法的な紛争解決を勧め、そして、必要に応じて、来訪者に「ひまわり基金法律事務所」に行くよう促すようになる。「ひまわり基金法律事務所」の開設により新たな法的ニーズが創出されるとしたならば、それは主として、こうした既存の相談機関の活動態様の変化を媒介としてなのである。これに対して、「法律相談センター」の開設には、同様の効果を期待できない。週1回程度来訪するにすぎない「法律相談センター」の弁護士が既存の相談機関と連携関係を形成することはなく、それゆえ、既存の相談機関の活動態様の変化を媒介として、新たな法的ニーズを創出することもあり得ないからである。

結びにかえて

以上、本稿においては、これまで日弁連の組織的活動として行われてきた司法過疎対策が、それらの司法過疎対策がなされる以前から司法過疎地域に存在していた法的ニーズに対応するだけでなく、司法過疎地域に新たな法的ニーズを創出するという効果をも伴うものであるかどうかを、6ヶ所の司法過疎地域において実施した「暮らしと法律に関する意識調査」の調査結果を手がかりに検討してきた。そして、弁護士が週1回程度来訪する「法律相談センター」にしる、弁護士が常駐する「ひまわり基金法律事務所」にしる、それらが開設されることに伴って、その地域で暮らす人々の法や弁護士に対する意識が大きく変化し、弁護士利用意欲が高まり、その高まった弁護士利用意欲ゆえに、かつては自らの遭遇したトラブルを解決するために弁護士を利用することなど思い

つきもしなかった人々が、積極的に弁護士を利用するようになるというプロセスを経由しての、新たな法的ニーズの創出をもたらすものではないが、弁護士が常駐する「ひまわり基金法律事務所」には、その常駐する弁護士が、地域の既存の相談機関と連携関係を形成し、地域における「法についての語り」を豊富化し、活性化させるとともに、地域の既存の相談機関の活動態様を変化させていくことを通して、新たな法的ニーズを創出していく可能性があるという結論に到達した。

しかしながら、この結論は、データそれ自体が力強く指し示している、それ以外にはあり得ないような結論ではなく、データ分析の結果を解釈することを通して得られた暫定的な結論であり、それゆえ、きわめて脆弱なものであることを付言しておく必要がある。そもそも、本稿において示したデータ分析の結果は、統計的に有意なものであっても、偏相関係数や決定係数の値はきわめて小さく、それゆえ、従属変数の分散をよりよく説明することのできる、本稿においては用いていない何らかの隠れた変数が存在する可能性を強く示唆している。また、「暮らしと法律に関する意識調査」は、わずか6ヶ所の司法過疎地域を対象にしているにすぎず、独立して開業している弁護士の有無、「法律相談センター」の有無、および「ひまわり基金法律事務所」の有無以外の、これらの6ヶ所の司法過疎地域に特有の事情が、集められたデータの内容に大きな影響を及ぼしている可能性も否定できない。

こうした難点を克服するためには、人々の弁護士利用意欲を左右する可能性のある諸変数うちで、「暮らしと法律に関する意識調査」においては測定できていないものをも測定できるよう工夫を凝らした新たな調査票による、より多くの司法過疎地域を対象とした、さらなる調査が必要であるし、調査票調査では克服困難な問題には、他の調査方法を用いることによって対応していく必要がある。司法過疎対策がなされる以前と以後で人々の意識がどのように変化したかを調べる、パネル調査も検討する必要がある¹³⁾。また、日本司法支援

13) 菅原・前掲注7では、旧峰山町（現京丹後市峰山地区）と石垣市とで、「法律相談センター」が設置される前後と、「ひまわり基金法律事務所」が設置される前

司法過疎対策がもたらすもの（阿部）

センターの司法過疎対応事務所の開設がそれが開設される地域にもたらす影響は、「ひまわり基金法律事務所」のそれと等しいものなのか否かも、信頼できるデータに基づいて明らかにしていく必要がある。「司法過疎対策がもたらすもの」を明らかにする取り組みは、未だ緒に就いたばかりである。

↘後に、同内容の質問項目を多く含む質問票調査を実施した、その結果が報告されている。同一人物に繰り返し調査票調査を実施しているわけではないため、厳密な意味でのパネル調査ではないが、参考になる。菅原の分析によれば、「法律相談センター」の開設よりも、「ひまわり基金法律事務所」の開設の方が、それらが開設される地域に暮らす人々の意識を、弁護士や裁判に対する肯定的な評価を高める方向に変化させる可能性が高い。